

日本学生支援機構奨学金 「在学猶予願(在学届)」の提出について

2025 年 3 月以前に日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した学生のうち、本学に在学の間、返還の猶予を希望する学生は、下記の通り「在学猶予願」をスカラネット・パーソナルより提出してください。

「在学猶予願(在学届)」を提出しない場合、在学中でも返還しなければならないため、返還猶予を希望する場合は、期限までに手続きしてください。

記

- ・入力期限： **2025 年 4 月 21 日（月）**
- ・提出方法： 日本学生支援機構スカラネット・パーソナルよりインターネット入力（次ページ参照）
- ・対象者：
 - ①2025 年度入学者のうち、本学入学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた学生^{※1}
 - ②2025 年度日本学生支援機構奨学金の在学採用申請者
 - ③辞退等により日本学生支援機構奨学金の貸与が終了したが、引き続き在学^{※2}している学生
 - ④標準修業年限を超える学生で、昨年度に在学猶予願を提出したが、引き続き在学^{※2}している学生（留年・休学等で標準修業年限を越えて在学する学生は、1 年ごとに「在学猶予願」の提出が必要です。）

- ※1 2025 年度日本学生支援機構奨学金の予約採用候補者は、「進学届」提出時にこれまでの貸与奨学生番号を確認／入力することで在学猶予が適用されますので、スカラネット・パーソナルからの在学猶予願の提出は不要です。期限までに「進学届」提出の手続きを完了させてください。
- ※2 科目等履修生、研究生等の非正規生は在学猶予の対象となりません。
- ※3 令和 2 年度 4 月以降における在学猶予制度の適用期間は通算 10 年（120 ヶ月）までです。（すでに承認されている期間を含む）
- ※4 過去に複数の奨学金の貸与を受け、複数の奨学生番号を保有している場合、それぞれの奨学生番号について在学猶予願を提出してください。

在学猶予願の提出方法について

○在学猶予願を提出できる時期

貸与終了後に本学大学院に進学（または学部編入学）する人 （例）3月に貸与終了し、4月から大学院に進学する。等	大学院進学（または学部編入学）後 ※入力には、新しい学生番号が必要です。
貸与終了後も引き続き同じ課程・専攻に在学する人 （例）3月に貸与終了するが4月以降も同じ課程・専攻に在学する。等	貸与終了月の翌月以降

○在学猶予願の提出方法

1. スカラネット・パーソナル (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) にログインして、「各種届願・繰上」から手続き（入力）してください。
※ログインできない場合、スカラネット・パーソナルに登録されている奨学生番号が異なっている可能性があります。過去にも奨学金を受けていた等、奨学生番号が複数ある人は、それぞれの奨学生番号でログインをお試しください。
2. 手続きを進めていくと以下の画面が出てきますので、以下のとおりに入力してください。

①学校番号 106004 - 00

②学校名（カタカナ） キョウトコウゲイセンイ

③学校名（漢字） 京都工芸繊維

「キョウト」の「ヨ」は大きい「ヨ」

提出時に学部生であれば「大学」、大学院生であれば「大学院」を選択してください。

提出時に大学院生の人のみ選択。提出時の課程（「修士・博士前期」または「博士後期」）を選択して下さい。

学部生、大学院生ともに、左記①～③を入力して下さい。

※画面イメージにおける①学校番号欄、②学校名欄（カタカナ）、③学校名欄（漢字）については、上記①～③のとおりに入力してください（記号や英数字、大文字・小文字に注意）

お問合せ先

学生支援・社会連携課 経済支援係（3号館1階） 平日 8:30～17:00
TEL : 075-724-7143 E-mail : shogaku@jim.kit.ac.jp